

自 令和3年4月 1日
至 令和4年3月31日

事業計画書

公益社団法人日本将棋連盟
会長 佐藤康光

令和3年度 公益社団法人日本将棋連盟

事業計画

[自 令和3年4月1日～ 至 令和4年3月31日]

【定款抜粋】

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 棋戦を主催し対局棋譜の提供及び棋戦の解説講評等を行い、将棋の普及啓発を推進する
- (2) 機関誌の定期発行・棋書の随時刊行により、将棋の普及発展を図る
- (3) 全国各地で講習会、大会を開催するとともに、支部等を設置して広域的に事業を展開する
- (4) 国際的な対局の開催や国際大会の支援を通じて、将棋文化を世界に発信する
- (5) セミナー・育成等の修練の場として将棋会館を設立し、一般への施設貸与にも供することにより広く棋道の発展を図る
- (6) 専門棋士を全国各地及び海外へ派遣し、将棋の拡大発展を図る
- (7) 各文化団体と連携を図り、日本固有の文化を継承発展させる活動に寄与する
- (8) 学校教育の場において将棋の普及啓発が図られるための活動を推進する
- (9) アマチュア段級位制度を通じて、将棋の普及啓発を図るため免状、認定状等を発行、交付する
- (10) その他本連盟の目的を達成するため必要な事業

定款 第4条 (1) 項に関する事業計画…1. 事業 (1) 棋戦事業

令和3年度4月1日現在、日本将棋連盟の棋戦と関係団体は、以下の通り。

1. 竜王戦 (第34期 読売新聞社)

- (1) 現役棋士と女流棋士4名・奨励会三段1名・アマチュア4名が参加して、1～6組に分かれてトーナメント戦 (ランキング戦) を行う。
各クラスでの成績によりクラスを昇降する (敗者復活戦を併用)。
- (2) 各クラスからの優秀成績者11名による決勝トーナメントを行い、挑戦者1名を決定する。
- (3) 第33期竜王と挑戦者との間で七番勝負を行い、第34期竜王を決定する。
- (4) ライブでネット配信の対局がある。
＜七番勝負が行われる期間 10月～12月＞

2. 名人戦 (第79期 毎日新聞社・朝日新聞社)

- (1) A級・B級1組・B級2組・C級1組・C級2組の5クラスに分かれてリーグ戦 (順位戦) を行う。各クラスでの成績によりリーグを昇降する。
A級の最高成績者1名が挑戦者となる。
- (2) 第78期名人と挑戦者との間で七番勝負を行い、第79期名人を決定する。
- (3) ライブでネット配信の対局がある。
＜七番勝負が行われる期間 4月～6月＞

3. お～いお茶杯王位戦 (第62期 新聞三社連合＜北海道・中日・東京・西日本・神戸・徳島各新聞＞)

- (1) シード者以外の現役棋士と女流棋士2名が参加して、トーナメント形式による予選を行う。
- (2) シード者4名、予選通過者8名の計12名を紅白2組に分けてそれぞれ総当たりのリーグ戦を行い、紅白の最高成績者を決定・対局し、その勝者が挑戦者となる。
- (3) 第61期王位と挑戦者との間で七番勝負を行い、第62期王位を決定する。
- (4) ライブでネット配信の対局がある。
＜七番勝負が行われる期間 7月～9月＞

4. 王座戦 (第69期 日本経済新聞社)

- (1) シード者以外の現役棋士と女流棋士4名が参加して、トーナメント形式による一次予選・二次予選を行う。
- (2) シード者と予選通過者 (人数不定) の計16名による本戦トーナメント戦を行い、挑戦者を決定する。
- (3) 第68期王座と挑戦者との間で五番勝負を行い、第69期王座を決定する。
- (4) ライブでネット配信の対局がある。
＜五番勝負が行われる期間 9月～10月＞

5. 棋王戦 (第47期 共同通信社)

- (1) シード者以外の現役棋士と女流棋士1名が参加して、トーナメント形式による予選を行う。
- (2) シード者と予選通過者8名による本戦トーナメントを行い (人数不定)、挑戦者を決定する (敗者復活戦を併用)。
- (3) 第46期棋王と挑戦者との間で五番勝負を行い、第47期棋王を決定する。
- (4) ライブでネット配信の対局がある。
＜五番勝負が行われる期間 2月～3月＞

6. 叡王戦（第6期 株式会社不二家）

- (1) 第3期からタイトル戦に昇格した。（平成29年5月発表）
- (2) 全現役プロ棋士に加え、主催者の推薦により決定する女流棋士に1名、及びアマチュア1名が参加し、トーナメント形式による段位別予選、本戦を行う。女流棋士とアマチュアは四段戦で参加する。
- (3) シード者4名と予選通過者12名の計16名による本戦トーナメント戦を行い、決勝進出者2名を決定する。出場する16名は抽選で組み合わせを決める。
- (4) 本戦トーナメント戦決勝進出者2名による挑戦者決定戦を行う。
- (5) 第5期叡王と挑戦者との間で五番勝負を行い、第6期叡王を決定する。
- (6) 五番勝負は持時間を各4時間とする。
- (7) ライブでネット配信の対局がある。
＜五番勝負が行われる期間 7月～9月＞

7. 王将戦（第71期 スポーツニッポン新聞社・毎日新聞社）

- (1) シード者以外の現役棋士全員が参加して、トーナメント形式による一次予選・二次予選を行う。
- (2) シード者4名、予選通過者3名の計7名で総当たりのリーグ戦を行い、最高成績者1名が挑戦者となる。
- (3) 第70期王将と挑戦者との間で七番勝負を行い、第71期王将を決定する。
- (4) ライブでネット配信の対局がある。
＜七番勝負が行われる期間 1月～3月＞

8. ヒューリック杯棋聖戦（第92期 産経新聞社）

- (1) シード者以外の現役棋士と女流棋士2名が参加して、トーナメント形式による一次予選・二次予選を行う。
- (2) シード者6名、予選通過者10名の計16名で決勝トーナメントを行い、挑戦者を決定する。
- (3) 第91期棋聖と挑戦者との間で五番勝負を行い、第92期棋聖を決定する。
- (4) ライブでネット配信の対局がある。
＜五番勝負が行われる期間 6月～7月＞

9. 朝日杯将棋オープン戦（第15回 朝日新聞社）

- (1) シード者以外の現役棋士と女流棋士3名、アマチュア10名が参加してトーナメント形式による一次予選、二次予選を行う。
- (2) シード者8名と予選通過者8名の計16名による本戦トーナメントを行い、優勝者を決める。プロ対アマチュアの予選1回戦10局はライブでネット配信、準決勝、決勝は公開対局及びライブでネット配信を行う。
- (3) 二次予選・本戦の一部を特選し公開対局、及びライブでネット配信を行う場合がある。
＜決勝は2月＞

10. 銀河戦（第29期 株式会社囲碁将棋チャンネル）

- (1) シード者以外の現役棋士全員が参加して、予選を行う。
- (2) シード者（人数不定）と予選通過者、通常は女流2名、アマチュア4名の計96名をA～Hの8組に分け、勝ち抜き戦を行う。
- (3) 各組の最終勝ち上がり者と最多連勝者の計16名により、決勝トーナメントを行い、優勝者を決定する。
- (4) (2)(3)はテレビ放映する。
＜決勝放映は9月＞

11. NHK杯将棋トーナメント（第71回 日本放送協会）
 - (1) シード者以外の現役棋士全員が参加して、トーナメント形式による予選を行う。
 - (2) シード者32名（内女流棋士1名→シードではない。女流出場予選を行ない1名が本戦へ）と予選通過者18名による計50名で本戦トーナメントを行い、優勝者を決定する。
 - (3) (2) はテレビ放映する。
＜決勝放映は3月＞
12. 将棋日本シリーズJTプロ公式戦2021（第42回 各地方新聞社、協賛：日本たばこ産業株式会社）
 - (1) 前回優勝者と選抜棋士11名の計12名でトーナメントを行う。
全11対局を全国の都市で行い、無料で一般に公開する。併せてこども大会も全会場で行う。
 - (2) ライブでネット配信する。
＜決勝は11月＞
13. 新人王戦（第52期 しんぶん赤旗）
 - (1) 26歳以下の選抜若手棋士（人数不定）、女流棋士4名、奨励会三段（人数不定）の合計40名によるトーナメントを行う。
 - (2) 決勝三番勝負を行い、優勝者を決定する。
 - (3) ネット配信の対局がある。
＜三番勝負が行われる期間 10月～11月＞
14. 加古川清流戦（第11期 加古川市、公益財団法人加古川市ウェルネス協会）
 - (1) 四段棋士と選抜奨励会三段、女流棋士2名、アマチュア3名を加えたトーナメント戦を行う。
 - (2) 決勝三番勝負を行い、優勝者を決定する。
 - (3) ネット配信の対局がある。
＜三番勝負が行われる期間 10月～11月＞
15. YAMADA チャレンジ杯（第5回 株式会社 ヤマダ電機）
 - (1) 五段以下かつ15年（棋士になってからの年数）以下の棋士、アマチュア1名を加えたトーナメント戦を行う。
 - (2) ベスト4は群馬県で行い、無料で一般に公開する。
 - (3) ネット配信の対局がある。
＜決勝は8月＞
16. ヒューリック杯白玲戦（ヒューリック株式会社）
 - 第1期
 - (1) 女流棋士ら64名を8名×8組に分けてリーグ戦を行い、各組のリーグ戦同順位者間でトーナメント戦をおこない、女流棋士の順位を決定する。
 - (2) リーグ戦各組1位によるトーナメント戦の決勝（1位・2位決定戦）を七番勝負として実施し、第1期白玲を決定する。
 - (3) 注目局の棋譜をインターネットの特設サイトで無料公開。七番勝負はリアルタイム中継。
＜第1期七番勝負は、オリンピック・パラリンピックのため9月～11月＞
 - 第2期
 - (1) 第1期により決定した女流棋士の順位により、A級・B級・C級・D級の4クラスに分かれてリーグ戦（女流順位戦）を行う。各クラスの成績によりリーグを昇降する。
 - (2) 第2期以降は、前期白玲とA級の最高成績者（挑戦者）との間で七番勝負を行い、当期白玲を決定する。

- (3) 注目局の棋譜をインターネットの特設サイトで無料公開。七番勝負はリアルタイム中継。
＜七番勝負が行われる期間 7月～9月＞

17. 大成建設杯清麗戦（第3期 大成建設株式会社）

- (1) 全ての女流棋士により予選（2敗失格方式）を行い、4名選出し、勝ち抜き者4名による本戦トーナメントで挑戦者を決める。
(2) 第2期清麗と挑戦者との間で五番勝負を行い、第3期清麗を決定する。
(3) 注目局の棋譜をインターネットの特設サイトで無料公開。五番勝負と本戦はリアルタイム中継。
＜五番勝負が行われる期間 9月～10月＞

18. マイナビ女子オープン（第15期 株式会社マイナビ）

- (1) チャレンジマッチ（予備予選）を過去3期予選の初戦で敗退した女流棋士（人数不定）と女性奨励会員（人数不定）、参加を希望するアマチュアの有段の実力を有する女子（人数不定）で行う。
(2) シード者とチャレンジマッチ参加者以外の現役女流棋士全員とチャレンジマッチシードのアマチュア（人数不定）とチャレンジマッチ通過者（人数不定）が参加して、トーナメント形式の予選を行う。
(3) シード者と予選通過者の計16名で本戦トーナメントを行い、挑戦者を決定する。
(4) 第14期女王と五番勝負を行い、第15期女王を決定する。
(5) ネット配信の対局がある。
＜五番勝負が行われる期間 4月～5月＞

19. リコー杯女流王座戦（第11期 株式会社リコー）

- (1) エントリーしたシード者以外の女流棋士（人数不定）と女性奨励会員（人数不定）、アマチュア選抜予選を勝ち上がったアマチュア6名と海外招待者1名が参加して、トーナメント形式による一次予選・二次予選を行う。
(2) シード者と予選通過者の計16名による本戦トーナメントを行う。
(3) 第10期女流王座と五番勝負を行い、第11期女流王座を決定する。
(4) ネット配信の対局がある。
＜五番勝負が行われる期間 10月～12月＞

20. 岡田美術館杯女流名人戦（第48期 報知新聞社）

- (1) シード者以外の現役女流棋士全員が参加して、トーナメント形式の予選を行う。
(2) シード者6名、予選通過者4名の計10名が、リーグ戦を行う。最高成績者1名が挑戦者となる。
(3) 第47期女流名人と挑戦者との間で五番勝負を行い、第48期女流名人を決定する。
(4) ネット配信の対局がある。
＜五番勝負が行われる期間 1月～2月＞

21. 女流王位戦（第32期 新聞三社連合

＜北海道・中日・東京・西日本・神戸・徳島各新聞＞

- (1) シード者以外の現役女流棋士全員が参加して、トーナメント形式の予選を行う。
(2) シード者6名、予選通過者6名の計12名を紅白2組に分けてそれぞれ総当たりのリーグ戦を行い、紅白の最高成績者1名を決定し、挑戦者決定戦を行う。その勝者が挑戦者となる。
(3) 第31期女流王位と挑戦者との間で五番勝負を行い、第32期女流王位を決定する。
(4) ネット配信の対局がある。
＜五番勝負が行われる期間 5月～6月＞

22. 霧島酒造杯女流王将戦（第43期 株式会社囲碁将棋チャンネル）

- (1) シード者以外の現役女流棋士全員とアマチュア5名が参加して、トーナメント形式の予選を行う。
- (2) シード者と予選通過者の計16名で本戦トーナメントを行い、挑戦者を決定する。
- (3) 第42期女流王将と挑戦者との間で三番勝負を行い、第43期女流王将を決定する。
- (4) (2)(3)はテレビ放映する。

＜三番勝負が行われる期間 10月～11月＞

23. 大山名人杯倉敷藤花戦（第29期 倉敷市・倉敷市文化振興財団・山陽新聞社）

- (1) 倉敷藤花以外の現役女流棋士全員とアマチュア2名が参加して、トーナメントを行い、挑戦者を決定する。
- (2) 第28期倉敷藤花と挑戦者との間で三番勝負を行い、第29期倉敷藤花を決定する。
- (3) ネット配信の対局がある。

＜三番勝負が行われる期間 11月＞

24. YAMADA 女流チャレンジ杯（第6回 株式会社ヤマダ電機）

- (1) 女流二段以下（女流3級含む）かつ15年（棋士になってからの年数）以下の女流棋士、アマチュア1名でトーナメント戦を行う。
- (2) ベスト4は、群馬県で行い、無料で一般に公開する。

＜決勝は8月＞

定款 第4条（2）項に関する事業計画…収1 物品販売、出版、付帯収益事業

1. 月刊「将棋世界」

A5判、244頁、付録1冊、定価820円、毎月3日発売

販売：株式会社マイナビ出版

2. 「令和3年版将棋年鑑」

B5判、640頁、定価（本体4,600円＋税）、7月下旬発売、直販品

3. 書籍

イ、「イメージと読みの将棋観」

藤井聡太・郷田真隆・屋敷伸之・木村一基・糸谷哲郎・高見泰地・増田康宏 著

四六判、224頁、定価（本体1,540円＋税）

ロ、「佐藤康光の剛腕」佐藤康光 著

四六判、224頁、定価（本体1,540円＋税）

ハ、「棋士に挑戦！まいにち詰将棋好作選」将棋書籍 編

文庫判、416頁、定価（本体1,340円＋税）

ニ、「令和3年版 振り飛車年鑑」

B5判、480頁、定価（本体3,800円＋税）

他随時刊行、発売

以上、将棋普及を目的とした出版物を刊行する。

定款 第4条（1）項、（4）項、（6）項に関する普及事業計画

…1. 事業（3）普及啓発事業（5）、7）

1. 令和3年度社会福祉活動支援計画①

支援対象大会名 第34回全国障害者将棋大会
実施時期 令和3年10月予定
会場 東京都内
出場資格 障害をお持ちの方で将棋が指せること
定員 128名 内訳 1部（四段以上か希望する方） 16名
2部（初～三段） 48名
3部（級位者） 64名
参加費 1,000円
対局方式 各部とも16名ブロックを基本とし、各4回戦方式で総平手戦
審判 日本将棋連盟専門棋士
表彰 1部1・2位、2・3部のブロックごとに1位に記念盾と賞状を授与
主催 全国障害者将棋大会（代表：栢沼
後援 東京都社会福祉協議会、朝日新聞東京厚生文化事業団、日本将棋連盟他
支援内容 賞品（扇子）寄贈・後援名義使用

2. 令和3年度社会福祉活動支援計画②

支援対象大会名 第45回全国視覚障害者将棋大会
実施時期 令和3年11月予定
会場 東京都内
出場資格 日本視覚障害者団体連合組織団体の会員であること
審判長 日本将棋連盟から派遣
参加費 2,000円
表彰 A級（有段者）、B級（級位以下）それぞれの優勝者に厚生労働大臣杯、
A級優勝者にNHK会長賞、各級3位までの入賞者に日本将棋連盟会長
賞・日盲連会長賞が授与される。また、A級優勝者には四段、B級優勝
者には初段が日本将棋連盟より授与される。
主催 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合
後援（予定） 厚生労働省・日本放送協会・日本将棋連盟
大会事務局 社会福祉法人日本視覚障害者団体
支援内容 免状寄贈・後援名義使用・審判長／運営要員人選補佐

3. 日本文化紹介事業「海外棋士派遣事業」

派遣先 未定
日程 令和3年未定
派遣者 日本将棋連盟専門棋士
内容 毎年7～8月にヨーロッパ将棋選手権と称するヨーロッパ最大の大会が行われて
いる。日本将棋連盟ではプロ棋士を派遣し、将棋の国際普及と振興、将棋を通じ
た文化交流と国際親善の促進を目指す。

4. 日中友好文化交流事業「海外棋士派遣事業」

事業名 第6回日中友好青少年将棋大会
日程 令和3年8月（予定）
会場 未定
派遣者 未定
内容 中国、香港、台湾、日本を対象地域として、小学生から大学生までの青少年の将
棋大会を開催。あわせて派遣棋士による指導対局、講習などを行う。

主 催 日本将棋連盟支部または本部
共 催 中国領事館等予定
協 賛 株式会社杏林堂薬局

定款 第4条(3)項、(6)項、(8)項に関する普及開発計画

…1. 事業(3)普及啓発事業(3)、5)

1. 親子ふれあい将棋広場 7月 更生保護会館
2. 将棋指導員審査 4月 6地区(愛知・北海道・大阪・東京・福岡・仙台)
3. 第53期女流アマ名人戦 10月 KFC ホール
4. 第47回「将棋の日」 11月 加古川市民会館(加古川市)
5. 学校へ将棋指導者派遣事業 4月～3月
6. オリンピック・パラリンピック教育推進校に対する将棋を用いた「日本の伝統的な礼儀・作法やおもてなしの学習」授業の提案活動

定款 第4条(3)項、(6)項、(10)項に関する事業計画

…1. 事業(3)普及啓発事業(8)、10)

1. 将棋道場事業
将棋会館(東京)、関西将棋会館(大阪)にて将棋道場営業。
入場者同士の対局による棋力認定や、専門棋士による指導対局を行う。
2. 北海道将棋道場事業
北海道将棋会館(札幌市)にて将棋道場営業。
北海道支部連合会へ運営を依頼。
入場者同士の対局による棋力認定や、専門棋士による指導対局を行う。

定款 第4条(4)項に関する国際大会支援事業計画

…1. 事業(3)普及啓発事業(5)

1. 第8国際将棋フォーラム開催
日 程 令和3年10月16日～17日
会 場 未定
2. 東京オリンピック開催に合わせて国際普及を目的とした事業の開発

定款 第4条(5)項に関する事業計画…1. 事業(3)普及啓発事業(8)、10)

1. 東京将棋会館 教室講習
 - ◇子供将棋スクール 毎 週 日曜日 月4回 初心者から1級まで、小学生
 - ◇土曜子供入門教室 毎 週 土曜日 月4回 初心者から5級まで、小学生
 - ◇師範棋士制度 毎 日 (土日祝、年末年始を除く)
 - ◇女流棋士レッスン 毎 週 月曜日と水曜日の午前中(年末年始除く)
 - ◇タイトル戦・主要対局の大盤解説会の実施
 - ◇子供大会等、各種将棋企画の実施
 - ◇年末年始 将棋大会の実施

2. 関西将棋会館 教室講習

- ◇ビギナーズセミナー 土曜日 月 2回不定期 一般向け、級位者
- ◇日曜こども将棋スクール 毎週 日曜日 月 4回 小・中学生向け、級位者
- ◇土曜こども将棋スクール 毎週 土曜日 月 4回 小・中学生向け、初級・中級・
上級クラス
- ◇レディースセミナー 毎週 月曜日 月 4回 女性(一般)向け、初級・中級クラス
- ◇タイトル戦・主要対局の大盤解説会の実施
- ◇夏休み(7～8月)子供大会の実施
- ◇年末年始 将棋大会の実施
- ◇プロ棋士・女流棋士による指導対局(土・日・祝)

- ◇関西将棋会館分校 高槻校 毎週 日曜日 月 4回 小・中学生向け、級位者

3. 東・西将棋会館で棋具備品の貸し出し 随時

定款 第4条(6)項、(10)項に関する事業計画

…1. 事業(3)普及啓発事業 2)、8)

1. 子供将棋スクール 教室講習

- ◇子供将棋スクール渋谷校 毎週日曜日 小学生
- ◇子供将棋スクール町田校 毎週日曜日 小学生
- ◇子供将棋スクール川口校 毎月第2・4日曜日 小学生
- ◇子供将棋スクール横浜校 毎月第2・4日曜日 小学生

2. ヤマダこども将棋教室

- ◇全国規模のヤマダ電機34店舗で開催
講師はプロ棋士及び将棋指導員、支部役員・会員、将棋指導員補佐
対象は初心～5級、中学生以下

定款 第4条(8)項に関する事業計画…収1 物品販売、出版、付帯収益事業

将棋関連商品事業予定

- ◇将棋盤・駒 高級品・普及品 随時販売
- ◇扇子 名人戦記念 5月発売予定
名人位 8月発売予定
竜王戦記念 11月発売予定
竜王位 3月発売予定
タイトル保持者・棋士・女流棋士 随時発売
- ◇カレンダー・将棋手帳 11月発売予定
- ◇将棋関連書籍・雑誌 随時発売
- ◇他グッズ(置き駒、将棋タオル、大盤セット等) 随時作成
- ◇新商品の開発

定款 第4条(9)項に関する事業計画

1. 将棋免状認定

- ◇専門棋士(プロ棋士)指導による棋力認定

- ◇棋道正師範・棋道師範・棋道指導員・将棋指導員による棋力認定
- ◇専門誌紙上検定による棋力認定
- ◇新聞・雑誌の紙上検定による棋力認定
- ◇インターネットによる棋力認定
- ◇テレビによる棋力認定
- ◇記念認定
- ◇将棋会館道場認定
- ◇支部会員認定

定款 第4条（10）項に関する事業計画・・・1. 事業（3）普及啓発事業 9）、11）

1. 広報活動

- ◇各報道関係者・出版機関に将棋文化の宣伝を行う。
- ◇会員・棋戦・イベント等の将棋に関する情報を発信する。
- ◇全国各地の公共機関・施設や企業より依頼された将棋イベントや講演等の協力をする。
- ◇テレビ・ラジオ番組・映画・WEB（将棋関係）へ資料を提供し、専門棋士の出演や協力、制作の協力をする。
- ◇各マスメディアからの取材等の協力をする。
- ◇出版社の書籍編集協力やゲームの商品化に協力する。
- ◇将棋対局における記録など資料整備を行う。
- ◇ホームページ上により将棋の情報を一般の方々に公開する。
- ◇対局を写真撮影してマスコミに貸出を行う。
- ◇棋士・女流棋士を起用する広告案件と対応と企画を行う。

2. 電子メディア事業

- ◇日本将棋連盟公式サイト <https://www.shogi.or.jp/>にて将棋関連の情報を配信し、国内・海外への普及振興に努める。
- ◇モバイルでの棋戦中継事業を実施する。
- ◇インターネット対局サイト「将棋倶楽部24」の運営に協力する。
- ◇インターネット動画に対しての動画配信、動画解説の協力を行う。
- ◇社内ネットワークの再整備。
- ◇PC、デジタル機器の資産管理と整備を行う。
- ◇対局記録の自動化システムを導入し、運用と管理を行う。
- ◇テレワーク環境の整備と推進。
- ◇情報資産を ITC ツールを用いて管理し、社内共有を推進する。

3. 普及推進事業

- ◇将棋文化振興支援団体（地方自治体代表者）を集めての交流会を行なう。
- ◇将棋に関する正しい知識の浸透とそれを有するファンの適切な評価を目的として将棋検定を行う。

4. ライセンス事業

- ◇日本将棋連盟の公認を付与し、将棋の普及につなげる新規事業を開発する。